

所有者等の探索，所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記２の土地について，表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第１５号）第１７条の規定により，所有者等の探索，所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので，同条後段の規定により，公告する。

令和８年７月２４日

盛岡地方法務局宮古支局
登記官 小 倉 正 之
(公印省略)

記

１ 手続番号

- (１) ４００４－２０２２－００２７
- (２) ４００４－２０２２－００２８
- (３) ４００４－２０２２－００３１
- (４) ４００４－２０２２－００３４

２ 表題部所有者不明土地に係る所在事項

- (１) 下閉伊郡岩泉町中里字下中里２２番
- (２) 下閉伊郡岩泉町中里字中里２１番
- (３) 下閉伊郡岩泉町中島字卒郡５２番
- (４) 下閉伊郡岩泉町中島字中島１１５番１５